

複数校合同チーム編成規程(案)

R3 改正

熊本県中学校体育連盟

1 目的・趣旨

複数校合同チーム編成による大会への参加を承認するのは、あくまでも在籍する部員数が、少人数のため単一中学校では大会参加に必要なチームを編成できず、大会に参加できない運動部(部員)に対して大会参加の機会を与えるための特別措置であり、勝利至上主義を目的として編成された合同チームは適用されない。

2 合同チーム編成及び大会参加の条件

合同する各部は、それぞれの学校教育活動に運動部として位置づけられており、各郡市中学校体育連盟が目的・趣旨に照らし、適正な合同と認めた場合に限り参加を認める。なお、具体的な条件は下記の通りとする。

(1) チーム編成の範囲及び合同として認める学校数

- ①各郡市中学校体育連盟(11 郡市)が管轄する範囲内(同一郡市)で編成する。
- ②チームとして合同を認める校数は2校とする。ただし、2校で対応できない場合はその限りでない。

(2) 合同編成が認められる競技及び部員数の編成基準

・合同編成が認められる競技は下記7競技とする。なお、()内は部員数の最低基準

< 合同チーム編成基準 >

バレーボール(6) サッカー(11) バasketボール(5) 軟式野球(9)
ハンドボール(7) ソフトボール(9) ラグビー(12)

(3) 合同編成が認められるケース

- チーム人数が最低基準に満たない学校同士の合同部活動での出場。
- チーム人数が最低基準に満たしている学校と満たしていない学校の合同部活動での出場。
- 補員協力制を導入し、チーム人数が満たしていない学校に部員を補員協力して出場。この場合、補員協力をする人数は、満たしていない学校の部員数と同じ程度とし、編成基準を満たす人数とする。

(4) 各部の体制づくり

各部それぞれに顧問(校長・教員・部活動指導員)が配置され、引率可能な体制が整っていること。ただし、大会参加に際しての監督等は、両校のうちいずれかの校長・教員・部活動指導員とし、コーチについても両校いずれかのコーチ(教員外指導者を含む)とする。

(5) その他

- ① 合同チーム名は連名で表示する。
- ② 大会参加時のユニホームについては、統一のものを使用すること。

※軟式野球・ソフトボールは自校ユニホーム可とする。

登録申請・承認規程

☆合同チーム編成の登録申請・承認について

(1) 登録申請手続き

- ① 申請希望校は、それぞれの学校長の合意により、所属する郡市中体連事務局へ合同編成の希望を連絡し、「複数校合同チーム編成登録申請書(様式1)」(以下:申請書)の配布と説明を受ける。
- ② 申請希望校にて申請書を作成し、それぞれの学校長の確認(職印)を受け、所属する郡市中体連会長へ提出する。
- ③ 申請のメ切は、原則として各競技大会の開催1ヶ月前までとし、各郡市中体連が定めた期日とする。

(2) 登録承認手続きについて

- ① 申請を受けた各郡市中体連は、申請内容を審査し適正な合同と判断した場合は、県中体連に報告する。
- ② 報告を受けた県中体連事務局は、報告内容を確認し適正な合同チーム編成か否かを審査し、各郡市中体連へその審査結果を通知する。承認された場合には申請校学校長へ「合同チーム編成承認書(様式2)」を発行し、大会参加を承認する。
尚、同時に合同チーム参加に伴う各郡市大会の運営について協議を行っておくこと。

(3) 合同チーム編成・大会参加に関する報告と集約

- ① 合同チーム編成による大会参加を承認した各郡市中体連事務局は、「申請書」の写しと「承認書」原本2部を県中体連事務局へ提出し内容の報告を行う。
- ② 県中体連事務局は、各郡市より合同チーム編成による大会参加について集約を行い、県中体連総務理事会(6月開催)に報告する。
- ③ 県中体連総務理事会は、集約内容を確認し、各競技の県中体連競技専門部に連絡を行う。

(4) <合同チーム大会参加資格の抹消>

各郡市中体連より大会参加承認を受けた合同チームであっても、次のような場合には、その参加資格を失うこともある。

- ① 本制度の趣旨・目的にそった合同チームでないことが明らかとなった場合
- ② 「合同チーム編成規程」ならびに「登録申請・承認規程」に違反した場合